建設工事低入札価格調査制度実施マニュアル

Ｈ３０．４．１

　雲南市建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成１７年雲南市訓令第４９号）に基づき、次のとおり建設工事低入札価格調査を行う。

１．対象工事

　　雲南市発注の競争入札による建設工事のうち請負対象額５００万円以上の工事

公共施設の取り壊しに係る工事は適用除外

２．調査基準価格（第４条）

　　調査基準価格は下表(1)～(4)の合計額とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (1) | 直接工事費 | ９７％ |
| (2) | 共通仮設費 | ９０％ |
| (3) | 現場管理費 | ９０％ |
| (4) | 一般管理費等 | ５５％ |

　ただし、合計額が請負対象額の７０％を下回る場合は７０％とし、９０％を上回る場合は９０％とする。

工場製作を伴う工事における直接経費等の取扱いについては、別紙のとおりとする。

建築関連工事については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、次のとおり運用する。

・(1)直接工事費は、建築関係積算基準により算定した直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とする。

・(3)現場管理費は、建築関係積算基準により算定した現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。

・上記現場管理費相当額は、昇降機設備工事の場合は直接工事費の２０％、その他の工事の場合は直接工事費の１０％とする。

３．数値的判断基準価格（第９条）

　数値的判断基準価格は次のとおりとする。(1)～(4)のうち１項目でも基準を満たさないものがある場合は失格とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (1) | 直接経費（直接工事費＋共通仮設費積上分） | ８５％ |
| (2) | 共通仮設費率分 | ７０％ |
| (3) | 現場管理費 | ７０％ |
| (4) | 一般管理費等 | ３０％ |

４．調査手順（第７～１３条）

開　札

調査基準価格　以上

調査基準価格　未満

落札決定の保留

落札決定

内訳書の提出

※開札日の翌日まで

**契　約**

数値的判断基準　適合

数値的判断基準　不適合

**失　格**

**次順位者へ**

調査資料提出

様式１～１４号

※開札日から３日以内

低入札受注工事あり

低入札受注工事なし

過去２年間評定点

平均７３点未満

過去２年間評定点

平均７３点以上

過去２年間評定点

平均７３点以上

過去２年間評定点

平均７３点未満

調査

【契約内容に適合した履行】

【公正な取引の秩序】

・業法違反の有無

・施工計画書

・従業員の雇用関係証明書類績２～１４u格（第４条関（名簿，保険証等）

・１次下請予定業者の受注中及び過去２～１４u格（第４条関２年間竣工の工事カルテ等

・過去２年度決算書

・配置予定技術者の関わった過去２年度の工事評定点一覧

・施工計画書

・従業員の雇用関係証明書類績２～１４u格（第４条関（名簿，保険証等）

・１次下請予定業者の受注中及び過去２～１４u格（第４条関２年間竣工の工事カルテ等

・過去２年度決算書

・配置予定技術者の関わった過去２年度の工事評定点一覧

・市税納税証明書

・消費税等納税証明書

・施工計画書

・従業員の雇用関係証明書類績２～１４u格（第４条関（名簿，保険証等）

・１次下請予定業者の受注中及び過去２～１４u格（第４条関２年間竣工の工事カルテ等

・過去２年度決算書

・配置予定技術者の関わった過去２年度の工事評定点一覧

・市税納税証明書

・消費税等納税証明書

調査

【契約内容に適合した履行】

【公正な取引の秩序】

・業法違反の有無

調査

【契約内容に適合した履行】

【公正な取引の秩序】

・業法違反の有無

・経営状況

・信用状態

調査

【契約内容に適合した履行】

【公正な取引の秩序】

・業法違反の有無

委員会審議

委員会審議

委員会審議

委員会審議

履行不可

履行可

履行不可

履行可

履行不可

履行可

履行不可

履行可

落札決定

落札決定

**失　格**

**次順位者へ**

**失　格**

**次順位者へ**

**失　格**

**次順位者へ**

**失　格**

**次順位者へ**

落札決定

落札決定

**契　約**

**契　約**

**契　約**

**※要領１５，１６条適用**

**契　約**

５．低価格入札者との契約等（第１５，１６条）

　低価格入札者のうち、３．調査手順により、要領第１５，１６条を適用する場合は次のとおりとする。

(1)施工体制台帳の内容聴取

施工体制台帳の提出に際し、必要に応じて、請負者の支店長、営業所長等からその内容の聴取を行う。

(2)施工計画書の内容の聴取

施工計画書の提出に際し、必要に応じて、請負者の支店長、営業所長等からその内容の聴取を行う。

(3)重点的な監督業務の実施

監督職員に対し、監督業務における段階確認、施工の検査等を実施するにあたっては立会することを原則として入念に行わせるものとする。

また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行わせるものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴取させる。

(4)労働安全部局との連携

安全施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

(5)中間検査の実施

請負額が５千万円以上の工事にあっては工期中２回、５千万円未満の工事にあっては工期中１回の中間検査を実施する。

(6)下請業者へ適正な支払確認等のための立入調査

下請業者を含め、下請契約の締結状況、下請代金の支払状況について立入調査を実施するとともに、改善が必要な場合には、建設業法に基づく勧告、監督処分等を実施するよう、関係官庁に要請する。

(7)請負代金額の１００分の３０以上の契約保証金を納付すること。

(8)前金払の金額を請負代金の１０分の２以内とする。

(9)専任の監理技術者等の配置が義務づけられている工事においては、当該技術者が現場代理人を兼務することを認めないものとする。

(10)専任の監理技術者等の配置が義務づけられている工事においては、配置予定技術者のほか同等の要件を満たす技術者を１名現場に専任(当該工事の現場代理人、他の工事との兼務は認めない。)で配置(落札者が特別共同企業体の場合は、代表者に対してのみ求めるものとする。)するものとする。なお、増員する技術者は、引き続き３か月以上の恒常的な雇用関係にある者であるものとする。

(11)現場専任での技術者配置を要しない工事についても、本条第３号及び第４号の規定を準用するものとする。

(12)かし担保責任を負う期間(以下「かし担保期間」という。）は、４年とする。

(13)かし担保期間中は、市長が別に定めるところにより受注者において年１回現場調査を行い、発注者に報告するものとする。

(14)下請負契約は、相互に契約書を交わすものとする。

６．入札参加資格の制限（第１７条）

完成した低入札価格調査対象工事の工事成績評定点が７０点未満である者は、次の各号に定める期間、入札に参加することができない。

(1)　当該工事成績評定通知日が工事完成年度である場合は、その通知日の属する年度及び翌年度

(2)　当該工事成績評定通知日が工事完成年度の翌年度以降となった場合は、その通知日の属する年度